

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成29年度 第2回 高松市都市計画審議会
開 催 日 時	平成29年11月7日(火) 14時30分～15時15分
開 催 場 所	アイパル香川 3階 大会議室
議 題	議案第1号 高松広域都市計画道路の変更 (香川県決定)
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	嘉門委員、川口委員、紀伊委員、清水委員、三笠委員 鎌田委員、妻鹿委員、大山委員、吉峰委員 野崎委員(代理:企画部事業調整官 香西) 安西委員(代理:高松土木事務所次長 前田)
欠 席 委 員	太田委員、森川委員、栗委員、吉田委員
オブザーバー	—
傍 聴 者	1人(定員 10人)
担当課及び 連 絡 先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

会議経過及び会議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

- ・ 議案の審議について
議案第1号 高松広域都市計画道路の変更 (香川県決定)

- ・ 議案第1号について
事務局より議案第1号について説明。

【主な質疑・意見等】

(紀伊委員)

用地取得に際し、出来る限り残地処理につきましては、丁寧に行っていただきたいという要望です。将来的に空港の需要が伸びてくるようなことも想定されますので、場合によってはそこから道路をさらに拡幅ということになる可能性も含め、用地買収の対象者の方に、きちんと御理解いただいた上で、買収を行うといった進め方を是非お願いしたいと思います。

(香川県道路課)

用地買収に伴い残地が発生する可能性があるということですが、県道千疋高松線から

会議経過及び会議結果

県道三木綾川線までに至る区間につきましては、田畑が多く存在する地域でございます。このような地域に道路を計画しますとどうしても残地が発生することとなりますので、今後道路を計画する際、用地交渉の際に地権者の方々に御意見等をいただきながら、進めてまいりたい。なお、残地買収までは難しいところございまして、御意見としてお伺いさせていただきます。

(紀伊委員)

地域高規格道路の整備により速達性も大きく向上するという事で、場合によっては需要が迂回すること、また需要が誘発されるという効果もあるのではないかと感じておりますが、おそらく平成24年に交通量調査をされて、その際に交通体系を分析するモデル等も作られていると思いますので、是非そういったものを活用して、このような大きい道路計画をされる際に、効果等の検証をお願いしたいと思っております。既に検討されているのであれば、こういった効果があるということを紹介頂ければと思います。

(香川県道路課)

交通の流れに関する事でございますが、道路が完成された際には、市内の通過交通が分散され、渋滞緩和効果も期待できるところでございまして、具体的には、高松市内から高松空港に向かう国道193号は、通勤時など非常に混雑する時間がございすけれども、そのような交通がこの空港連絡道路に迂回することにより、渋滞緩和が図られる効果も期待できるところでございます。

(紀伊委員)

道路が整備されると沿道の開発が行われる可能性があり、そのようなケースが他でも見受けられますので、道路整備と合わせて土地利用につきましても検討を深めていただき、高松市の目指す都市構造の実現に向け取り組んでいただければと思っております。

(事務局)

香南町の部分的な用途地域の指定や特定用途制限地域の指定につきまして、本市としても種々検討、調整して参りたいと考えております。

(三笠委員)

道路沿線は農地が多く、道を頻繁に農機が横断することとなりますので、周辺の皆様の理解をいただきながら進めていただきたいと思います。特に、空港近くになりますと周辺全て農地という状況でありますので、その辺りは気を付けて進めていただきたいと思いますという思いであります。

なお、残地についてですが、市道でも県道でも用地買収を進めると、沿道に細長い利用用途の少ない土地があちこちで発生しています。ある一定程度の基準以内の土地については、購入するという基準を設けることはできないのでしょうか。残地が発生するために、用地交渉が難航し、なかなかスムーズに進まないことも考えられると思います。農業に携わる人も高齢化し、耕作放棄地が発生しないためにも一つ基準について検討いただきたいと思います。

(香川県道路課)

県道三木綾川線から北側の4車線部につきましては、東西方向に既存の市道や、地元の住民の方々が多く利用される道路もございすので、地元の皆様に御迷惑をお掛けすることにつきましては、部分的に本線を上げて東西方向の横断箇所を設ける等、極力御迷惑をおかけしないよう、将来設計の際に地元協議をさせていただきたいと考えております。

会議経過及び会議結果

用地買収に伴い、道路両側に細長い残地が残ることについて、現在の制度の中では、残地の部分まで用地買収を行えない状況でございます。さらに奥に隣接する土地の所有者の方に残地部分を買ってもらえるかどうかといった協議もさせていただきながら取り組んできたところでございます。新しい制度を設けることに関して、貴重な御意見としてお伺いし、今後の参考とさせていただければと考えております。

(大山委員)

今回の変更により延伸する区間で特に2車線となる区間につきまして、自転車歩行者道幅員3.5mと示されております。高松市内中心部では歩行者と自転車の分離が進められておりますが、どのようにお考えでしょうか。

4車線の区間では、歩道の幅員が2.5mと示されており、歩道の横は沿道アクセス道路で、本線と比べると走行車の速度は落ちると思いますので、車道を自転車が走行するというものも考えられると思います。

(香川県道路課)

県道三木綾川線から南の2車線区間につきましては、原則として自転車は車道を走行することとなっております。しかし、高齢者、小さいお子さん、一般の方でも危険と判断する場合には、歩行者道を通行できることとなっております。今回お示ししております幅員3.5mに関しましては、自転車歩行者道として設計を考えているものでございまして、自転車は車道側も自転車歩行者道側も通行できることとなっております。

(大山委員)

中央通りのように、歩道において歩行者と自転車を分離するようなことは考えていないのでしょうか。

(香川県道路課)

今のところ中央通りのような歩行者と自転車を分離する構造を取ることは考えておりませんが、将来的に危険な状況が見られるような際には、検討する必要があると考えております。

(会長)

高松市内において、幹線道路に対して生活道路が交差する場合に信号が設置されていない箇所が多く見受けられるように感じておりまして、優先道路を走行していると突然生活道路から自動車が入り込んでくるといったことがあります。信号機設置など交通システムをもう少し整理いただくによりよくなるように感じますが、いかがでしょうか。

(香川県道路課)

幹線道路に生活道路が交差する場合、交差する側の生活道路に「止まれ」の表示がございまして、香川県の場合、その「止まれ」の表示を赤囲いし、交差点があることの注意喚起を行っております。信号機の設置につきましては、県警と協議を図ってまいりたいと思います。

(結果) 異存なしとして答申。